

第1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、2020(令和2)年3月に2029(令和11)年度を目標年次とする宮古市総合計画基本構想を策定し、併せて2024(令和6)年度を目標年次とする前期基本計画を策定しました。

前期基本計画では、人口減少速度の抑制を図るための計画である「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含し、市民が安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられる環境づくりを目指し、各施策に取り組んできました。

基本構想で掲げる将来指標における、人口、所得、市への愛着度・定住意向とも低迷しており、誰もが住み続けることができる所得の確保や少子化への対策が喫緊の課題となっています。

また、2011(平成23)年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」に伴う津波による大災害からの復興に向け、「宮古市震災復興基本方針」を同年6月、「宮古市東日本大震災復興計画」を10月に策定し、2019(令和元)年度までの9年間を復興計画期間と位置付け、「市民生活の安定と再建」「安全で快適な生活環境の実現」に向けた復興への取り組みを進めてきました。計画期間終了後は、継続すべきものは総合計画に引継ぎ、前期基本計画に取り込んで推進してきました。

後期基本計画は、急速に進む人口減少などの課題を踏まえながら、基本構想に掲げられた宮古市の将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な計画であり、分野別施策を推進する指針となるものです。

第2 後期基本計画の性格

1 計画の基本的方向

後期基本計画は、前期基本計画の評価や人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化などを踏まえ、分野別施策の方向を具体化するため、実現手段を体系化し、行財政運営を計画的に推進する方向を示すものです。

特に、まち・ひと・しごと創生法により、魅力ある多様な就業機会の創出と、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保が求められています。

市民が安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられる環境づくりを推進するため、「産業振興」と「教育振興」を最重点施策として位置づけます。

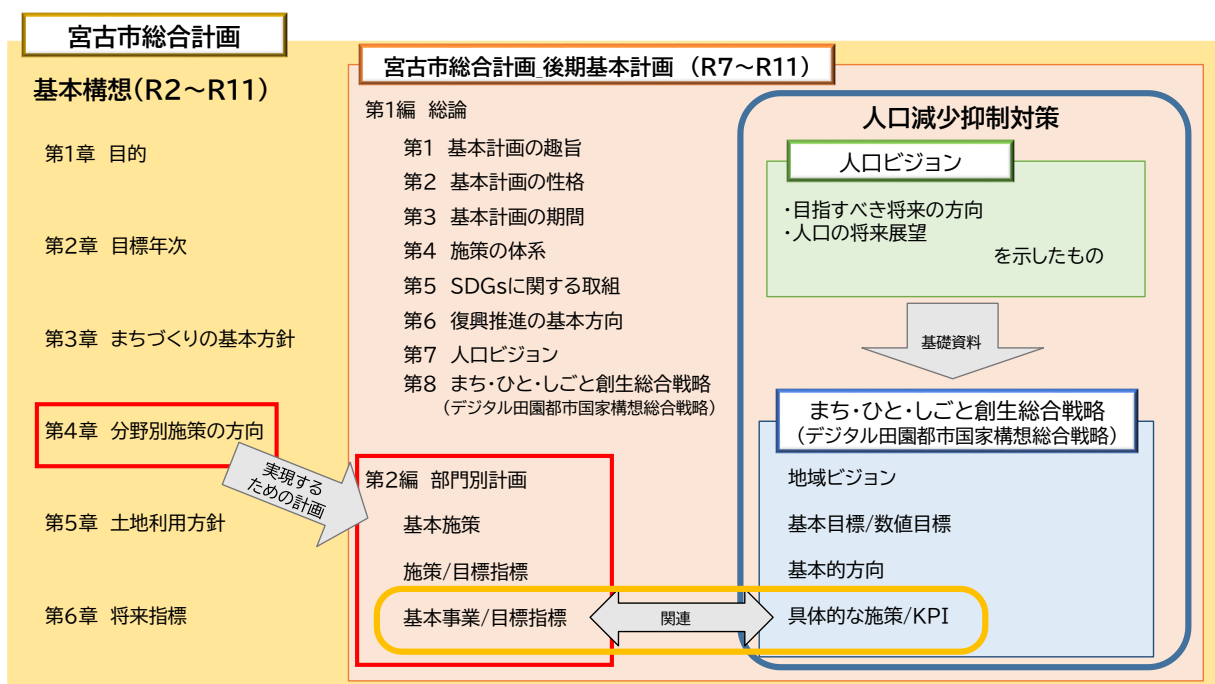
2 計画の位置づけ

後期基本計画は、国、県や公的機関などの協力とともに、市民と行政のパートナーシップによる参画と協働により実現できるものであり、市民活動の指針の役割を果たすものです。

また、国、県などの各種計画との整合を図り推進するものです。

前期基本計画に引き続き、人口減少速度の抑制を図るため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本基本計画に包含します。

図 後期基本計画と人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略(デジタル田園都市国家構想総合戦略)関連図



3 計画の実効性の確保

毎年3ヵ年分の実施計画と財政計画を策定し、社会経済情勢など市を取り巻く環境の変化に対応しながら、必要に応じて計画の見直しをするとともに、組織及び運営の合理化など構造改革を推進し、基本計画の実効性を確保します。

4 計画の進捗管理

この基本計画の実施にあたっては、施策や基本事業の目標を設定するとともに、その成果及び達成度を明らかにするため、宮古市自治基本条例に定める行政評価を行い、適正な進捗管理を図ります。

第3 後期基本計画の期間

後期基本計画は、計画期間を2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5ヵ年とします。